

## 港湾関連手続、船舶基本情報に関する Sea-NACCS 仕様変更と当該仕様変更に伴う業務上の留意事項について

### 1. K●●11 業務（港湾管理者手続）の改善

現在、K●●11 業務において、船舶コードを入力し、船舶基本情報の呼び出しを行なう場合、直前に登録・訂正を行なった船舶基本情報を、即時に呼び出し・反映が出来ない状況となっております。

本件につきまして、以下の日時・業務に対しまして、登録・訂正された船舶基本情報の即時反映を可能とするプログラム変更をリリースいたしますので、引続きご活用宜しくお願いいたします。

#### 【リリース日】

平成 22 年 2 月 21 日より

#### 【対象業務】

- ・「入港料減免・還付申請呼出し (KIT11)」業務
- ・「船舶運航動静通知呼出し (KMT11)」業務
- ・「海側施設使用許可申請呼出し (KST11)」業務
- ・「陸側施設使用許可申請呼出し (KLT11)」業務
- ・

#### 【K●●11 業務のプログラム変更イメージ】

◎現状



◎H22年2月21日以降～



## 2. Sea-NACCS 保守日における、船舶基本情報登録の留意事項について

オンライン業務で登録・訂正された船舶基本情報の即時反映を可能とするプログラム変更に伴い、以下の対象業務において Sea-NACCS 月次保守時間外の時間帯も業務を実施できない場合がございますのでご了承ください。業務実施不可の時間帯につきましては、保守日のお知らせにて随時掲載致します。

### 【対象業務】

#### ①船舶基本情報登録系

- ・「船舶基本情報登録 (V B X)」業務
- ・「船舶基本情報登録 (内航船) (J B X)」業務

#### ②船舶基本情報訂正系

- ・「船舶基本情報訂正 (V B Y)」業務
- ・「船舶基本情報訂正 (内航船) (J B Y)」業務